

(陳受R4第6号)

中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情

受理年月日

令和4年6月7日

陳情者

兵庫県伊丹市北伊丹1-75
井田 敏美

陳情の要旨

別紙のとおり

令和4年5月30日

光市議会 議長 様

中国共産党による臓器収奪の即時停止
ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情

陳情者

住所：兵庫県伊丹市北伊丹 1-75

氏名：井田 敏美

電話：090-5158-9033

陳情の趣旨：

中国共産党による臓器収奪を非難し、法輪功に対する迫害に代表される種々の人権侵害の即時停止を求める意見書を日本政府に提出することを要望する。

陳情の理由：

中国では、国際社会からの度重なる非難にもかかわらず、依然として種々の深刻な人権侵害が行われています。なかでも最たるものは臓器収奪で、臓器移植のために、不当に身柄を拘束した人々から生きたまま臓器を強制的に摘出するということです。これは数量が夥しい上に、刑務所、警察、病院、軍、衛生管理部門が絡む行為であり、実質上国家犯罪と言えます。

にわかには信じ難いことですが、2006年の告発を受けて行われた海外の著名弁護士らによる詳細な調査によって、それが紛れもない事実だということが明らかになりました。それを受け、2013年に欧州議会で、2016年には米国議会で非難決議案が採択され、2019年には英国で行われた中国民衆法廷の最終裁定で、「臓器収奪は、中国全域で、何年にもわたり、かなりの規模で行われてきており、法輪功学習者がおそらく主な臓器源である。」と結論づけられました。さらに、2022年5月5日には、欧州議会で2度目の非難決議案が採択されました。これらの決議案ではいずれも、臓器収奪の主たる対象は法輪功学習者だと言及されています。(※1)

中国の伝統的な気功修煉法である法輪功(※2)は、1999年から中国共産党政府による大弾圧を受け続けており、臓器収奪の主たる対象とされてきました。人道に反する犯罪であるだけでなく、わが国にとって決して対岸の火事ではありません。

(1) わが国では未だ、不透明な臓器移植が行われている国で移植を受けることを禁ずる法整備が行われていないため、海外への移植を斡旋する業者もネット上で公にPRし、日本人が中国へ渡航して臓器移植を受けるケースが見られます。その場合、収奪された臓器が使われる可能性が極めて高く、そうなれば日本人が間接的に犯罪に加担したことになります。

(2) 人権を重んじ、国際人権規約に批准しているわが国は、他国で行われている人権侵害をも注視し、必要に応じて強く非難する責任があります。中国で行われている法輪功に対する迫害ならびに臓器収奪に対しては、これまで欧米諸国による強い非難が出ており、それにより中国国内では強制労働施設が解体されるなど、一定の効果がありました。日本は隣国であり、友好関係を推進するだけでなく、改めるべきところはきちんと指摘することが求められています。

(3) 中国共産党の法輪功に対する迫害が始まって以来、日本人の配偶者や義理の親、日本国籍に帰化した人の親族、日本定住の中国人の親族などが、法輪功を修煉しているというだけで、中国国内で不当に身柄を拘束され迫害を受けるというケースが多々発生しており、中国における法輪功迫害ならびに臓器収奪は直接日本と関わる問題になっていると言っても過言ではありません。

(4) 日本国内での孔子学院の設立や千人計画への日本人研究者の取り込みのほか、政財界にも中国共産党政権の影響がかなり浸透してきていると言われる中、中国の人権侵害に対して毅然とした態度を採ることは、我が国に禍が及ばないようにし、ひいては国益につながるものと思われれます。

(※1) 各種決議案

① 欧州議会 中国での「臓器狩り」停止を求める決議案 (P7_TA(2013)0603) (2013年12月12日可決)

欧州議会オフィシャルネットに本決議案の翻訳が掲載されている。

<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//TEXT+TA+P7-TA-2013-0603+0+DOC+XML+V0//EN&language=EN>

② 米国下院議員 343号決議案案 (2016年6月13日可決)

<https://www.congress.gov/bill/114th-congress/house-resolution/343/text>

(PDF ファイル) : <https://www.congress.gov/114/bills/hres343/BILLS-114hres343ch.pdf>

(日本語訳) : <https://stop-oh.org/archives/35>

③ 英国で行われた中国民衆法廷での最終裁定 (2019年6月17日)

<https://chinatribunal.com/>

(要旨の日本語訳) 中国での良心の囚人からの強制臓器収奪に関する民衆法廷

<http://jp.endtransplantabuse.org/ct-finaljudge>

④ 欧州議会 中国共産党による生きている人間から強制臓器摘出に反対する緊急決議案 (2022年5月5日可決)

(日本語記事) : 欧州議会、中国政府の強制的な臓器摘出を非難する決議案を採択

<https://www.epochtimes.jp/2022/05/105622.html>

(日本語報道) : https://www.youtube.com/watch?v=_Bjk7lmlIy4

(※2) 法輪功とは

心の修養を重んじる中国の伝統的な気功修煉法で、心身の健康増進に顕著な効果があったことから、1992年に伝え出されて以来、瞬く間に中国全土ならびに世界各国に広まり、中国政府当局の統計で1999年の時点で中国国内だけでおよそ1億人が学んでいたと言われます(当時の共産党員は約7千万人)。しかし、中国共産党は一党独裁政権である上、当時の江沢民国家主席が法輪功の圧倒的な人気に嫉妬したことから、1999年7月20日に大弾圧を開始しました。弾圧は今も続いています。

法輪功学習者が臓器収奪の主たる対象となったのは、①臓器提供源で莫大な利益が得られる ②大弾圧により常時夥しい数の法輪功学習者が身柄を拘束されている ③中国共産党の連座制度で、多くの法輪功学習者は家族に類が及ぶことを心配して身元を明かさなかった ④法輪功は心身の健康増進に顕著な効果があり、学習者は総じて一般の人より健康体であったことによると言われます。

中国共産党による臓器収奪を非難し、人権状況の改善を求める意見書（案）

中国では、国際社会からの度重なる非難にもかかわらず、依然として種々の深刻な人権侵害が行われています。なかでも最たるものは臓器収奪で、臓器移植のために、不当に身柄を拘束した人たちから生きたまま臓器を強制的に摘出するという事です。これは数量が夥しい上に、刑務所、警察、病院、軍、衛生管理部門が絡む行為であり、実質上国家犯罪と言えます。

2006年の告発を受けて行われた海外の著名弁護士らによる詳細な調査によって、それが紛れもない事実だということが明らかになりました。それを受け、2013年に欧州議会で、2016年には米国議会で非難決議案が採択され、2019年には英国で行われた中国民衆法廷の最終裁定で、「臓器収奪は、中国全域で、何年にもわたり、かなりの規模で行われてきており、法輪功学習者がおそらく主な臓器源である。」と結論づけられました。さらに、2022年5月5日には、欧州議会で2度目の非難決議案が採択されました。これらの決議案ではいずれも、臓器収奪の主たる対象は法輪功学習者だと言及されています。

中国の伝統的な気功修煉法である法輪功は、1999年から中国共産党政府による大弾圧を受け続けており、臓器収奪の主たる対象とされてきました。人道に反する犯罪であるだけでなく、わが国にとって決して対岸の火事ではありません。

(1) わが国では未だ、不透明な臓器移植が行われている国で移植を受けることを禁ずる法整備が行われていないため、海外への移植を斡旋する業者もネット上で公にPRし、日本人が中国へ渡航して臓器移植を受けるケースが見られます。その場合、収奪された臓器が使われる可能性が極めて高く、そうなれば日本人が間接的に犯罪に加担したことになります。

(2) 人権を重んじ、国際人権規約に批准しているわが国は、他国で行われている人権侵害をも注視し、必要に応じて強く非難する責任があります。中国で行われている法輪功に対する迫害ならびに臓器収奪に対しては、これまで欧米諸国による強い非難が出ており、それにより中国国内では強制労働施設が解体されるなど、一定の効果がありました。日本は隣国であり、友好関係を推進するだけでなく、改めるべきところはきちんと指摘することが求められています。

(3) 中国共産党の法輪功に対する迫害が始まって以来、日本人の配偶者や義理の親、日本国籍に帰化した人の親族、日本定住の中国人の親族などが、法輪功を修煉しているというだけで、中国国内で不当に身柄を拘束され迫害を受けるというケースが多々発生しており、中国における法輪功迫害ならびに臓器収奪は直接日本と関わる問題になっていると言っても過言ではありません。

(4) 日本国内での孔子学院の設立や千人計画への日本人研究者の取り込みのほか、政財界にも中国共産党政権の影響がかなり浸透してきていると言われる中、中国の人権侵害に対して毅然とした態度を採ることは、我が国に禍が及ばないようにし、ひいては国益につながるものと思われます。

つきましては、国際人権規約を批准している我が国の政府ならびに関係機関には、一刻も早く正義の行動を起こしていただきたく、次の2点を要請いたします。

(A) すべての人権対話の場やパートナーとの関わりの中で臓器狩りの問題を提起し、非難する。日本国民を臓器移植の目的で中国に渡航させないための必要な行動をとり、移植医療、研究、訓練に関する中国側との協力関係を見直し、臓器移植法の法改正を行う。

(B) 法輪功に対する迫害に代表される種々の人権侵害を即時停止し、人権状況を改善するよう中国政府に求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和4年5月25日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇 議会議長
〇〇〇〇

宛先：

衆議院議長	〇〇	〇〇	様
参議院議長	〇〇	〇〇	様
内閣総理大臣	〇〇	〇〇	様
総務大臣	〇〇	〇〇	様
外務大臣	〇〇	〇〇	様
厚生大臣	〇〇	〇〇	様
国家公安委員長	〇〇	〇〇	様
警察庁長官	〇〇	〇〇	様